

土砂災害（特別）警戒区域にお住まいの皆様へ

大田区

『土砂災害警戒情報』の発表に伴う避難勧告・避難指示について（お願い）

皆様の居住する地域は、「土砂災害（特別）警戒区域」に指定されています。

今後、出水期を迎えるにあたり、「土砂災害（特別）警戒区域」にお住まいの皆様に対し、適切な避難を呼びかけることを目的に、該当する各世帯宛にお知らせをしています。

「土砂災害（特別）警戒区域」とは、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害のおそれのある箇所として東京都が指定しており、大田区では96区域が指定されています。

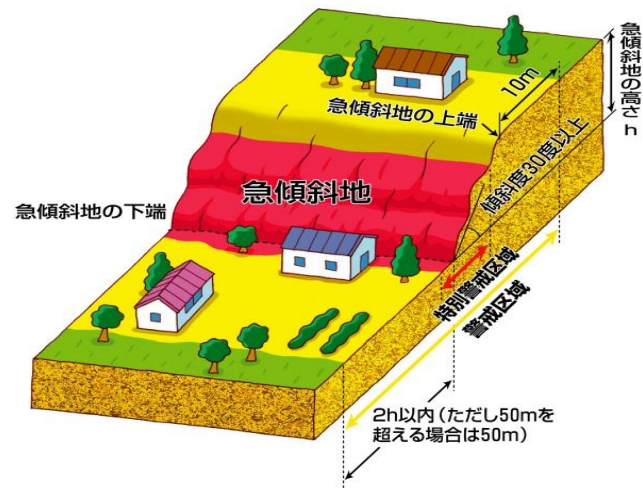
『土砂災害警戒情報』が発表された場合、大田区では、土砂災害(特別)警戒区域にお住まいの住民の皆様に対して、「避難勧告」を発令します。

避難勧告が発令された際には、適切な避難行動をお取りいただきますようお願いいたします。

記

1 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域とは、『急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域』です。



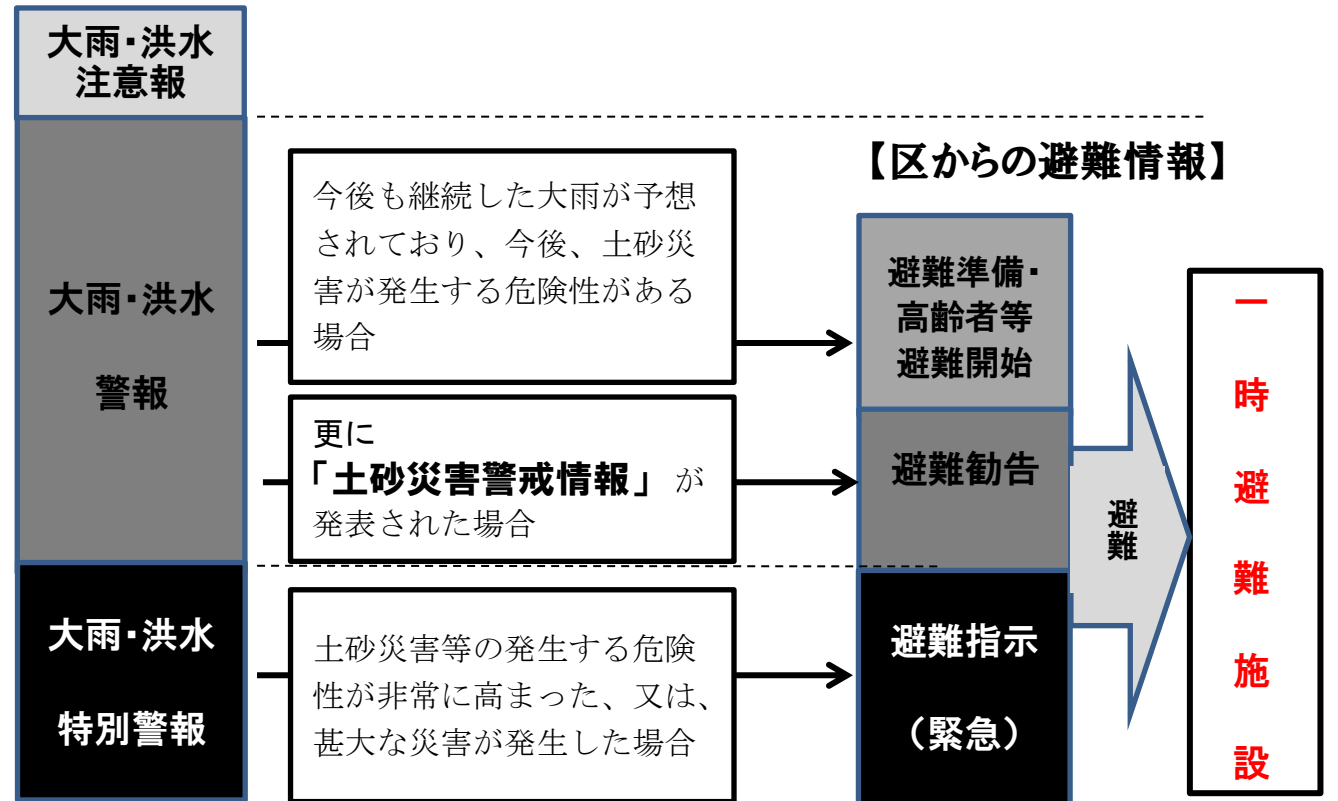
指定に関するお問い合わせ
 東京都建設局河川部計画課
 03-5320-5394
 区域の詳細については、以下のアドレスを参照してください。
<http://www.sabomap.jp/tokyo/>

2 避難勧告等の発令と一時避難施設の開設について

- (1) 大雨が継続し、『土砂災害警戒情報』が発表される可能性が高まった場合、区では、早めの避難ができるよう「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、お近くの特別出張所等（裏面参照）の施設を「一時避難施設」として開設します。
- (2) 『土砂災害警戒情報』が発表された場合、区は「避難勧告」を発令します。「土砂災害（特別）警戒区域」にお住まいの方は、お近くの「一時避難施設」に避難することができます。
- (3) 「一時避難施設」の開設等については、区民安全・安心メールサービスや大田区ホームページ等で公開します。
- (4) 更に危険性が高まった場合、「避難指示（緊急）」を出し、避難行動を促します。

3 気象情報と避難の流れ

【気象情報】




4 情報収集の方法

ご自身で早めに情報を取っていただくことで、安全な避難行動につなげることができます。

- ① 防災行政無線
防災行政無線の固定系無線により、災害状況・指示広報等を行います。
- ② テレビリモコンの「dボタン」
テレビリモコンにある「dボタン」を押すことで、避難勧告等の発令状況を確認することができます。
- ③ 大田区ホームページ
一時避難施設の開設や避難勧告等発令時に、区はホームページにて避難情報を発信します。

《大田区ホームページ》<http://www.city.ota.tokyo.jp/index.html>

- ④ 区民安全・安心メールサービス ※登録方法はこちらから → 
 ※右のQRコードを読み取ることで、メール送信画面に移ります。
 ★手順1 「kumin@anzen.city.ota.tokyo.jp」に空メールを送信！
 ★手順2 返信メールに記載のURLにアクセスし、登録ボタンをタップ！
 事前登録いただいた携帯電話やスマートフォン、パソコンへ避難勧告等の情報を送信します。

○ご不明な点などがありましたらお電話にてお問い合わせください

（避難勧告等について）大田区総務部防災危機管理課

普及担当 電話 5 7 4 4—1 6 1 1

（がけ・急傾斜地等について）大田区まちづくり推進部防災まちづくり課

耐震担当 電話 5 7 4 4—1 3 4 9

お近くの「一時避難施設」は裏面をご覧ください

